

## 老齢給付金（年金）受給者または 繰下者が亡くなられたときの届出

老齢給付金（年金）を受給している方または老齢給付金（年金）・脱退一時金の繰下げをしている方が亡くなられた場合は、ご遺族の方へ遺族給付金（一時金）をお支払いたしますので、当基金宛にご連絡ください。

### 1. 老齢給付金（年金）受給者

老齢給付金（年金）の請求時にご選択された受取期間（5年・10年・15年・20年）を基に、その残存期間についての遺族給付金（一時金）をお支払いたします。

※解散した全国卸商業団地厚生年金基金の加算年金を引き継いだ方は、20年の支給です。

### 2. 老齢給付金（年金）・脱退一時金繰下者

繰下げの申出をされたときの一時金に1.5%の利息を付与した遺族給付金（一時金）をお支払いたします。

### <ご請求できる遺族の順位>

ご請求ができるご遺族の順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦生計を同一にしていたその他の親族となります。

同一順位の遺族が複数いる場合は、その中の1名に代表請求をしていただきます。

### <ご請求されるときに必要な書類>

① 遺族給付金裁定請求書

② 個人番号（マイナンバー）届

※遺族給付金額が100万円を超える方のみ必要です。

③ 死亡を証明する書類（戸籍謄本、住民票、死亡診断書など）

④ 死亡者と請求者の身分関係が明らかにできる書類（戸籍謄本など）

⑤ 年金証書

※年金受給者のみ必要です。（紛失した場合は、無くても結構です。）

①・②は、基金からお送りする書類です。

【ご連絡先】 TEL：03-3560-7017（受付時間 平日 9：00～17：00）